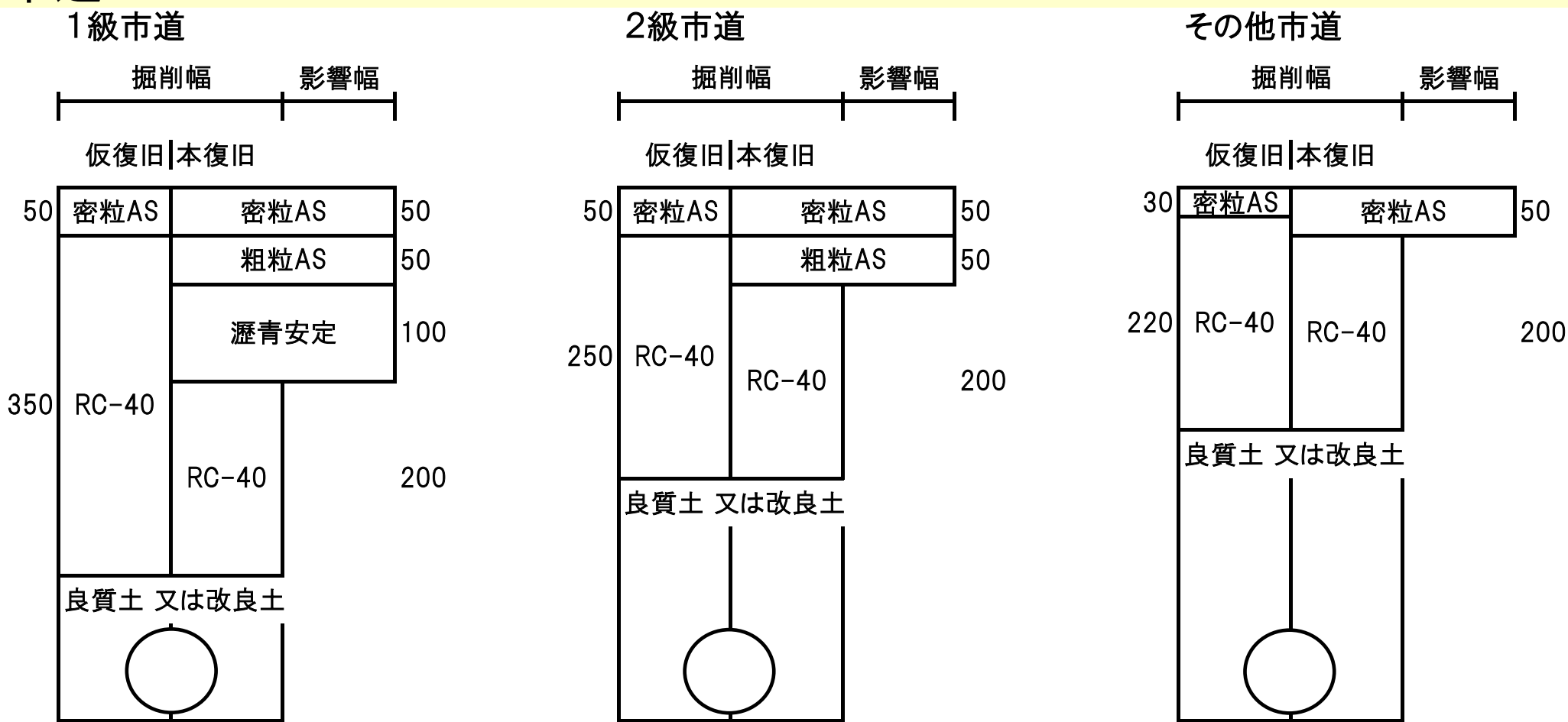


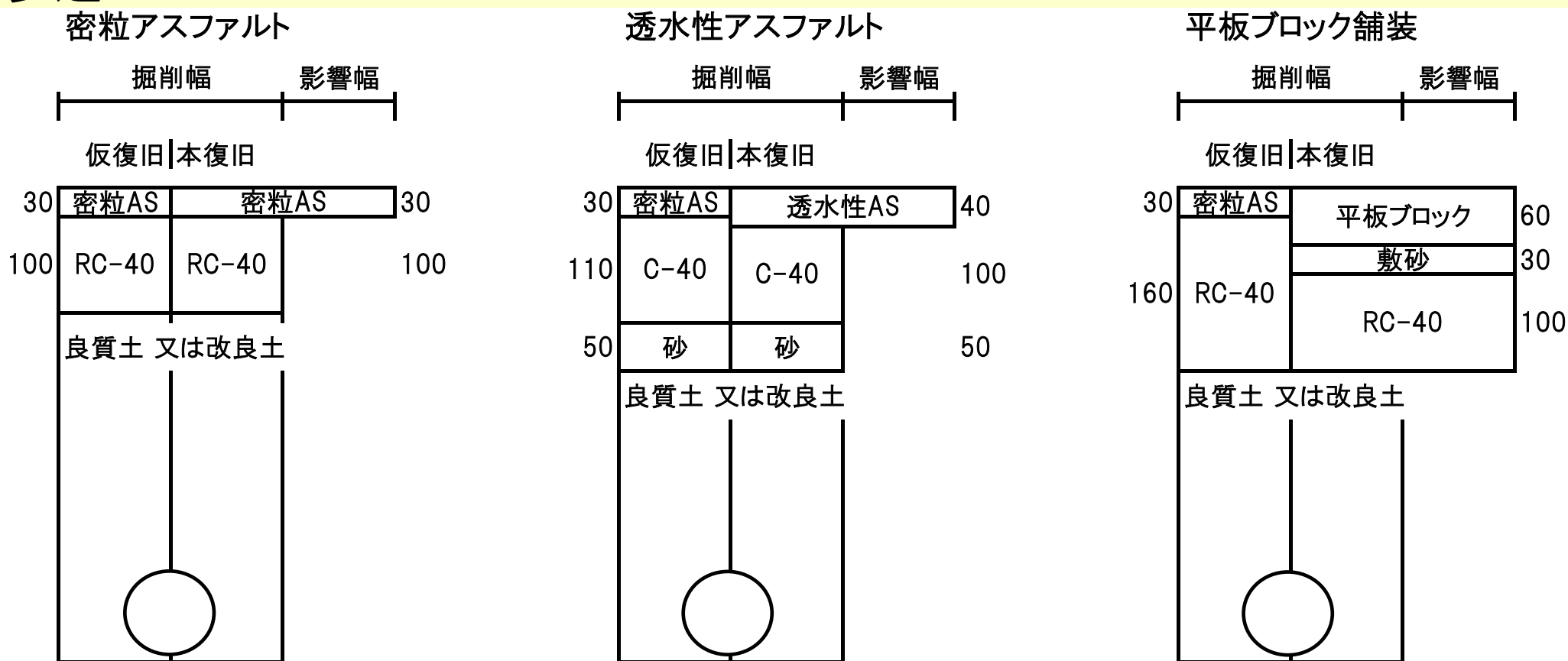
# 舗装復旧断面標準図

【単位:mm】

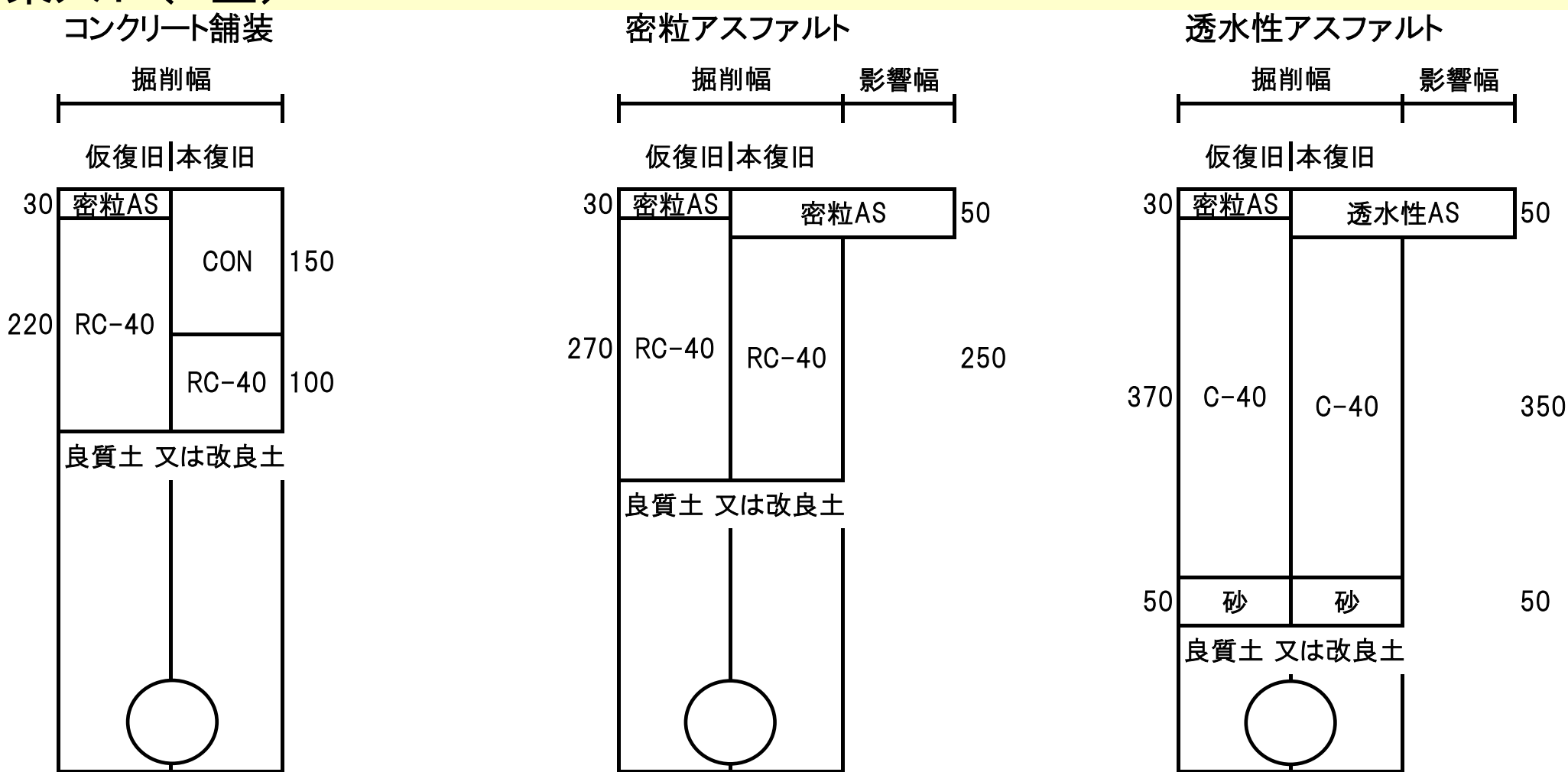
## 車道



## 歩道



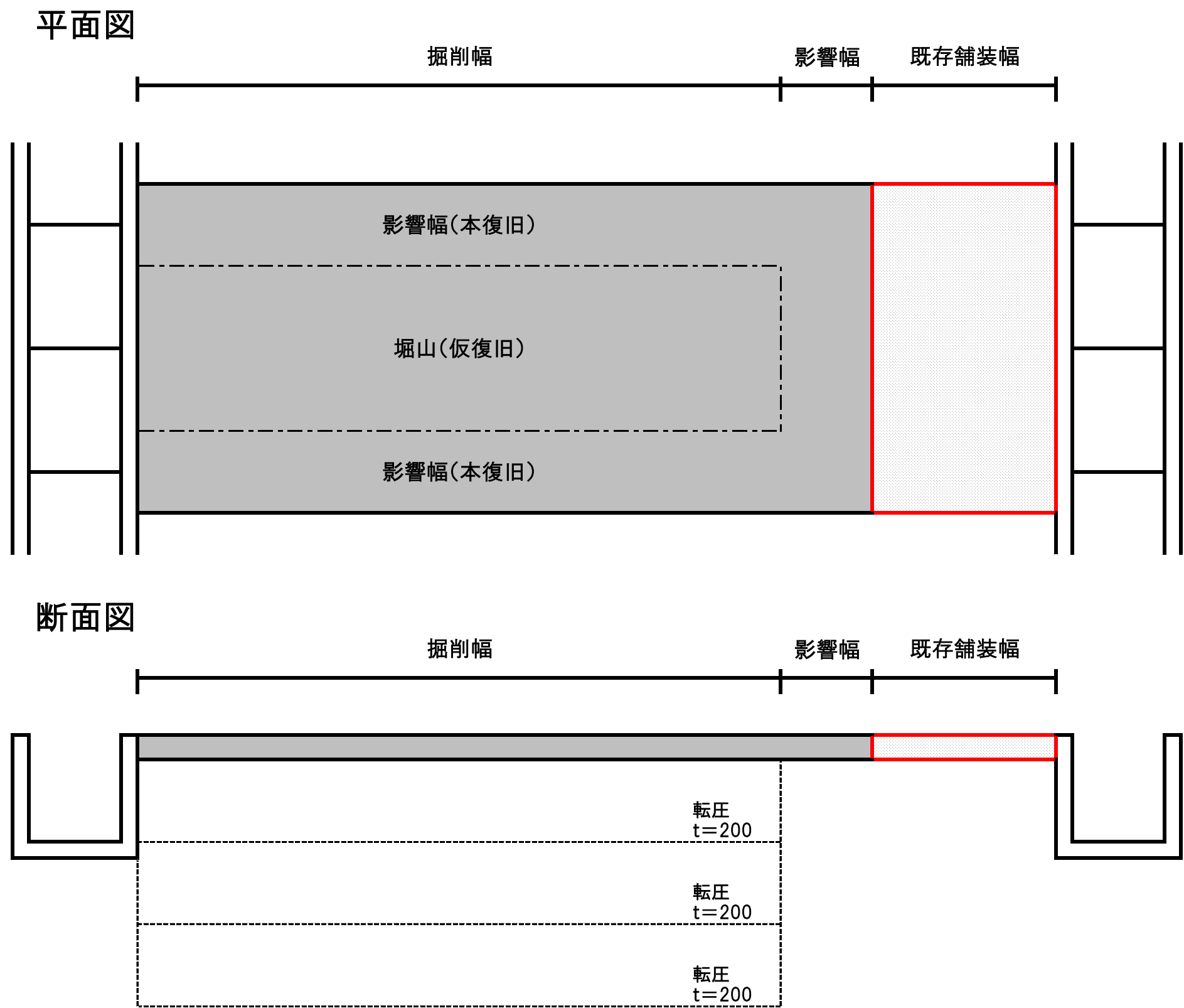
## 乗入れ(A型)



## ■ 注意事項

- ◇標準図の規定厚で復旧することを原則とします。ただし、既存の舗装厚が異なる場合は協議により決定することとします。
- ◇掘削影響幅は、30cm以上を原則とします。ただし、舗装継ぎ目や路肩までの既存舗装が1.0m未満となる場合は、一体で復旧してください。
- ◇縦断管新設を伴う横断管の舗装復旧について、舗装継ぎ目の間隔が5.0m未満となる場合は一体で復旧してください。
- ◇掘削規制箇所で施工する場合は、全面復旧（2車線道路は半断面）を原則とします。既存舗装が一体でない場合はお問い合わせください。
- ◇1級市道の縦断的な舗装復旧は、半断面単位で施工してください。
- ◇埋設管の土被りは60cm以上を原則とします。必要な土被りが確保困難な場合は、施工方法を協議してください。
- ◇埋戻しは $t=200$ 以下で各層を十分に転圧してください。
- ◇透水性ASの路盤には再生材を使用しないでください。（OK：C-40、NG：RC-40）
- ◇密粒ASの本復旧はプライムコート及びタックコートを散布してください。透水性ASにはプライムコート等を使用しないでください。
- ◇舗装復旧は、仮復旧で2週間から4週間程度の自然転圧期間を空けて本復旧してください。また、仮舗装は申請者で管理してください。
- ◇B型、C型乗入れの舗装構成は個別にお問い合わせください。
- ◇完了時には、着手、完了、不可視部分の施工状況、出来形が確認できる写真を提出してください。
- ◇上記によらない場合は、協議により施工方法等を決定します。個別にお問い合わせください。

## ■ 復旧イメージ図



：既存舗装幅が1.0m未満の場合は、一体で本復旧してください。

掘削規制の対象箇所の場合は、既存舗装幅に係わらず全面で復旧してください。

他工事による舗装継ぎ目やクラック等がある場合は、そこまでの距離を既存舗装幅と考えます。